

令和7年度 静岡県下水道協会

下水道排水設備工事責任技術者登録更新のご案内

下水道排水設備工事責任技術者 各位

あなたは現在、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」といいます。）として静岡県下水道協会に登録していますが、その資格の有効期間は、令和8年3月31日までです。

登録の更新（以下「登録更新」といいます。）を希望する場合は、指定の期間内に登録更新申請を行い、11月に開催される更新講習を必ず受講してください。

なお、現在下水道関係の職業に就業していない場合（他業種に就業、無職等）でも、登録更新をすることができます。

登録更新申請及び更新講習を修了しない場合、有効期間の満了をもって責任技術者の登録が抹消されますのでご注意ください。再度登録するためには、改めて静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験を受験し、合格する必要があります。

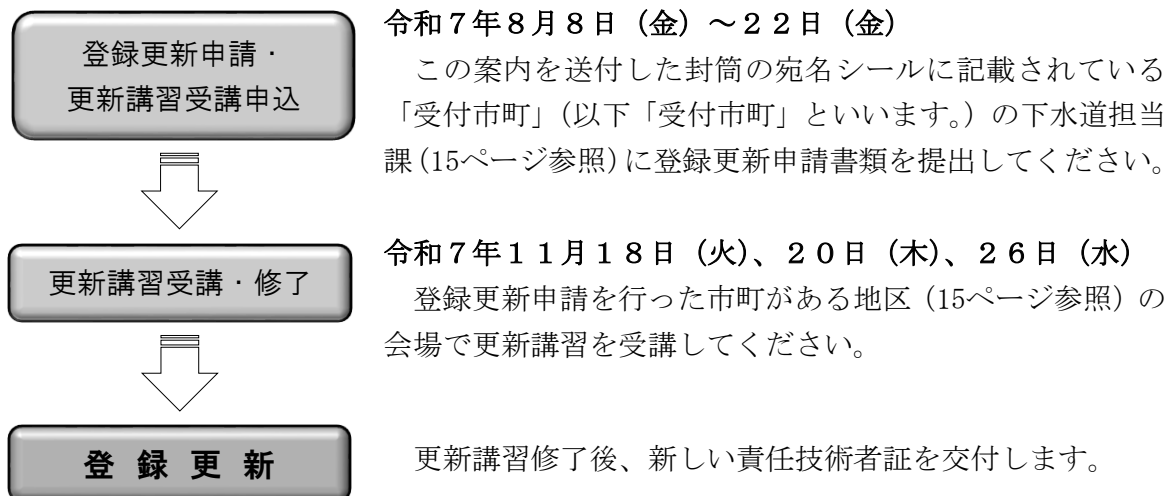
令和7年8月1日

静岡県下水道協会会長
静岡市長 難波 喬司

1 手続きの流れ

本年度の登録更新は、責任技術者証に記載の有効期間が**令和8年3月31日**となっている方が対象です。

(1) 登録更新を希望する場合（2ページ「**2 登録更新申請及び更新講習受講申込**」へ）



(2) 登録更新を希望しない場合（6ページ「**6 登録更新の辞退**」へ）

登録更新辞退連絡票を
「受付市町」に提出

令和7年8月22日（金）まで

登録更新辞退連絡票（11ページ）を「受付市町」の下水道担当課に郵送又はFAXにより必ずご提出ください（12、15ページ参照）。

※登録更新を希望されない方、責任技術者の方が死亡されている場合も手続きが必要となります。



登録抹消

登録更新を辞退した場合、令和8年3月31日をもって登録が抹消されます。

なお、再度登録するためには、改めて静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験に合格する必要があります。

(3) 「(1) (2)」の手続きをしない場合

令和8年3月31日をもって登録を抹消します。

住所変更等の届出を行わないことにより更新案内が届かず、登録更新申請ができなかった場合についても、静岡県下水道協会では一切責任を負いません。

2 登録更新申請及び更新講習受講申込

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）～22日（金）（土、日曜日、祝日を除く開庁時間内）

(2) 受付窓口

「受付市町」の下水道担当課（15ページ参照）に登録更新申請書類を提出してください。提出者は、本人でなくても構いません（代理人可）。

なお、引っ越し等により「受付市町」への提出が困難な場合は、最寄りの静岡県下水道協会会員市町へ提出していただくこともできます。

(3) 提出書類

次の①から⑦の書類等をこの案内を送付した封筒に入れ、「受付市町」の下水道担当課に提出してください。封筒は窓口でお預かりします。

記入にあたっては、黒又は青インク又はボールペンを使用してください。

①責任技術者更新講習受講申込書兼登録申請書（更新）

太枠内に必要事項を記入し、裏面に②更新講習等手数料振込金受取書のコピー及び⑥証明写真（2枚のうち1枚）を貼付してください。

②更新講習等手数料振込金受取書のコピー

更新講習等手数料（6,500円）を同封の振込用紙で前納し、振込金受取書のコピーを①責任技術者更新講習受講申込書兼登録申請書(更新)の裏面に貼付してください。

同封の振込用紙を使用せず振込をした場合には、振込の事実を証明する書類（振込金受取書、ATM利用明細票等）のコピーを貼付してください。インターネットバンキングをご利用の場合は、入金完了画面（振込先口座・振込金額・振込人が確認できる画面）をプリントアウトし、添付してください。

※静岡県下水道協会では、手数料の入金証明書を発行しません。振込金受取書の原本は、必ず各自で保管してください。

③住民票の写し（コピー不可）

3か月以内に発行されたものに限り、責任技術者の氏名、生年月日、住所の確認を目的としているため、世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者等の記載は不要。

④責任技術者証のコピー

コピーは表面のみ、白黒（モノクロ）コピーで構いません。

※責任技術者証を紛失している場合、必ず再交付を受けてください。

⑤受講票（はがき）

表面に宛て先、裏面の太枠内に必要事項を記入し、所定の場所に**85円切手**を貼付してください。宛て先は自宅・勤務先の別を問いませんが、必ず本人の氏名を明記してください。

⑥証明写真 2枚

大きさ縦3.0cm×横2.4cm、上半身無帽、3か月以内に撮影したカラー証明写真（写真用紙にプリントしたもの）に限り、本人確認が困難なものは不可。裏面に責任技術者登録番号と氏名を記入してください。

1枚…①責任技術者更新講習受講申込書兼登録申請書(更新)に糊で貼付してください。

1枚…同封のビニール袋に入れてください（写真は責任技術者証に使用しますので、指定の大きさにカットしてください。）。

⑦誓約書

責任技術者が精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約する書類です。**責任技術者本人が自筆記入してください。**日付も必ず自筆記入してください。

(4) 更新講習等手数料

責任技術者更新講習手数料	5,000円
責任技術者登録更新手数料	1,500円
(合計)	6,500円(消費税はかかりません)

手数料は、同封の振込用紙を用いて金融機関で前納してください。振込手数料は申込者の負担とさせていただきます。また、窓口での現金納付はできません。

3 講習日・講習会場

更新講習は、下記3会場のうち、いずれか1会場で受講してください。

原則として、講習会場は登録更新申請を行った市町がある地区（15ページ「会場区分」参照）の会場としますが、都合がつかない場合は、他会場での受講も可能です。登録更新申請時に「受付市町」の下水道担当課へ申し出てください。ただし、登録更新申請後の会場変更はできません。

地区	講習日	会場
東 部	令和7年11月18日（火）	沼津市民文化センター（小ホール） 沼津市御幸町15番1号
西 部	令和7年11月20日（木）	浜松市浜北文化センター（大ホール） 浜松市浜名区貴布祢291番地の1
中 部	令和7年11月26日（水）	静岡市清水文化会館マリナート（大ホール） 静岡市清水区島崎町214番地

なお、上記3会場で受講できなかった責任技術者を対象に、最終の講習会（以下「予備日」といいます。）を開催します。

予備日	令和7年12月8日（月）	静岡市上下水道局庁舎（7階71会議室） 静岡市葵区七間町15番地の1
-----	--------------	---------------------------------------

△ご注意ください△

予備日以降に講習会開催の予定はありません。予備日は、3会場に出席できなかった方を対象に開催します。予備日にも欠席した場合、令和8年3月31日をもって登録が抹消されます。

4 更新講習

(1) 日程

【各会場共通】

12:00～12:50 受付・入場

13:00～15:00 更新講習（遅刻及び途中退席した方の登録更新は認めません。）

※12:00受付開始まで開場しません。

※受付時間終了間際は大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※更新講習修了後、新しい責任技術者証を交付します。

(2) 持ち物

- ・受講票
- ・筆記用具（鉛筆、消しゴム）

(3) その他

- ア 受講票は、10月末に発送します。11月7日頃までに到着しない場合は、静岡県下水道協会までご連絡ください。
- イ 当日、発熱や体調のすぐれない方は、受講をご遠慮ください。
- ウ 会場の喫煙所については、指定された場所以外での喫煙を禁止します。
- エ 会場では、スマートフォン・携帯電話等通信機器の使用はご遠慮ください。会場内では電源をお切りください。
- オ 駐車場については、更新講習会場案内（13、14ページ）をご覧ください。また、静岡県下水道協会では、駐車場に関する問い合わせには一切対応しません。会場付近の駐車場は、混雑が予想されますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- カ 講習の修了は、登録更新の要件です。遅刻又は途中退席した方の登録更新は認めません。時間を厳守し、講習は必ず最後まで受講してください。

5 登録更新の特例措置

下記の（1）のいずれかに該当する責任技術者は、特例措置として、更新講習の受講を1年のみ延期することができます。

ただし、この場合、1年後の更新講習修了後に交付する責任技術者証の有効期間は延長しません。

(1) 特例措置の対象になる事例

- ア 海外出張をしていたとき。
- イ 災害が発生したとき。
- ウ 病気にかかり、又は負傷していたとき。
- エ ア～ウのほか、会長が特に必要と認めるとき。

(2) 提出書類

特例措置を希望する責任技術者は、静岡県下水道協会に必ず連絡を入れ、次の書類を提出してください。

①理由書

理由書（9ページ）の太枠内に必要事項を記入してください。

②（1）ア～エに該当することを証明する書類

辞令書のコピー、医師の診断書（コピー不可）等、ア～エに該当することが客観的に判断でき、該当期間（令和7年11月18日～令和7年12月8日）が記載されている書類を添付してください。

③住民票の写し（コピー不可）

3か月以内に発行されたものに限り、責任技術者の氏名、生年月日、住所の確認を目的としているため、世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者等の記載は不要です。

④責任技術者証のコピー

コピーは表面のみ、白黒（モノクロ）コピーで構いません。

⑤写真 1枚

大きさ縦3.0cm×横2.4cm、上半身無帽、3か月以内に撮影したカラー証明写真（写真用紙にプリントしたもの）に限り、本人確認が困難なものは不可。裏面に責任技術者登録番号と氏名を記入し、同封のビニール袋に入れてください。

(3) 提出期限

令和7年12月1日（月）必着

特例措置を申請する場合には、書類を提出する前に必ず静岡県下水道協会に連絡してください。

6 登録更新の辞退

登録更新を希望しない場合、登録更新辞退連絡票（11ページ）を「受付市町」に郵送又はFAXによりご提出ください。（12、15ページ参照）。

令和7年8月22日（金）までに登録更新申請又は登録更新の辞退手続きをしない場合、静岡県下水道協会又は「受付市町」の下水道担当課が、責任技術者の自宅又は勤務先に連絡することがあります。

登録更新を辞退すると、令和8年3月31日をもって登録が抹消されます。再度登録するためには、改めて静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験に合格する必要があります。

7 お問い合わせ

静岡県下水道協会

TEL：054-251-2870

HP：

所在地：〒420-0035 静岡市葵区七間町15番地の1

静岡市上下水道局庁舎6階上下水道総務課内

令和 年 月 日

理 由 書

（宛先）静岡県下水道協会会長

私は、令和7年度静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者の登録について、次の理由のため手続きを行うことができませんので、静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱（以下「実施要綱」という。）第15条第3項により、関係書類を添えて申請します。

登録番号	第 号
ふりがな	
氏 名	
住 所	〒
電話番号	() -
事 由	
該当期間	年 月 日 ～ 年 月 日

[添付書類]

- 1 実施要綱第15条第2項各号に規定する事由に該当したことを証明する（該当期間が記載されている）書類
- 2 その他会長が必要と認める書類

【FAX送信先】

静岡県下水道協会会員市町 下水道担当課
裏面にFAX番号表があります

登録更新辞退連絡票

(宛先) 静岡県下水道協会会長

わたしは、下水道排水設備工事責任技術者の登録を抹消されることを承諾したうえで、登録更新の手続きを行いません。

令和 年 月 日

登録番号 (責任技術者証に記載)	
氏名	

【必ずお読みください】

現在排水設備関連事業に携わっていない場合でも、登録更新をすることは可能です。

排水設備工事責任技術者の登録を抹消された場合、再度登録するためには、改めて静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験に合格する必要があります（試験の免除等の措置はありません。）。

※責任技術者の方が死亡されている場合は、ご家族等が提出してください。

静岡県下水道協会会員市町 下水道担当課 F A X 番号

区分	受付市町名	下水道担当課	F A X
東部	下田市	上下水道課	0558-23-3754
	伊東市	上下水道部 下水道課	0557-37-0700
	熱海市	公営企業部 下水道課	0557-86-6527
	三島市	都市基盤部 下水道課	055-976-6160
	裾野市	水道部 上下水道工務課	055-995-1897
	御殿場市	環境市民部 下水道課	0550-84-5113
	沼津市	水道部 水道サービス課	055-934-0887
	富士市	上下水道部 下水道施設維持課	0545-67-2896
	富士宮市	水道部 下水道課	0544-22-1208
	伊豆市	建設部 上下水道課	0558-75-7177
	伊豆の国市	都市整備部 下水道課	055-948-4031
	函南町	建設経済部 上下水道課	055-979-4593
	小山町	都市基盤部 上下水道課	0550-76-6050
	南伊豆町	生活環境課	0558-63-0018
	清水町	都市計画課	055-973-1809
長泉町	上下水道課	055-989-5997	
中部	静岡市	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課	054-270-9122
		上下水道局 下水道部 下水道事務所（清水区）	054-351-3476
	焼津市	上下水道部 下水道課	054-624-8305
	藤枝市	環境水道部 下水道課	054-643-3580
	島田市	都市基盤部 下水道課	0547-35-7410
	牧之原市	建設部 都市住宅課	0548-52-3772
吉田町	上下水道課	0548-33-0362	
西部	浜松市	上下水道部 お客さまサービス課	053-474-8009
	掛川市	上下水道部 下水道課	0537-21-1304
	袋井市	環境水道部 下水道課	0538-84-6083
	磐田市	環境水道部 上下水道総務課	0538-58-3123
	湖西市	環境部 上下水道課	053-576-3133
	御前崎市	市民生活部 上下水道課	0537-85-1150
	菊川市	生活環境部 下水道課	0537-37-1505
	森町	上下水道課	0538-85-6339

更新講習会場案内

東部会場

講習日：11月18日（火）

沼津市民文化センター

小ホール

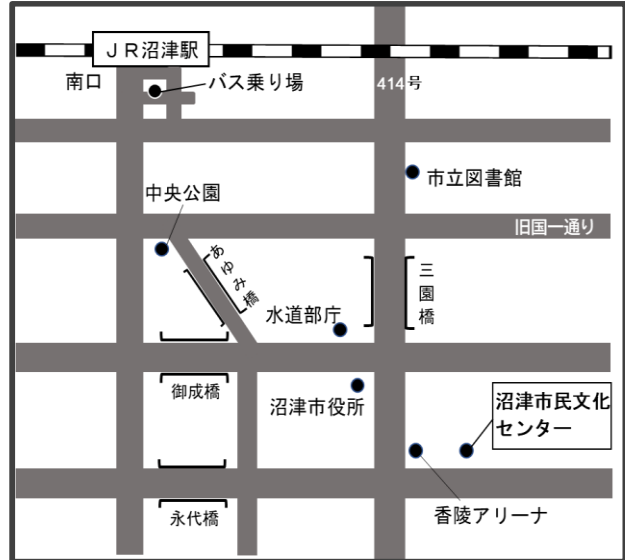
〒410-0832

沼津市御幸町15番1号

TEL：055-932-6111

☆アクセス

- ・ JR沼津駅南口より徒歩約20分
- ・ JR沼津駅南口下記バス乗場から約8分
東海バス（「文化センター北」下車）
2番：外原・温水プール行き
4番：全路線
伊豆箱根バス（「市役所前」下車）
3番：伊豆長岡駅（長岡リハビリ病院経由）



西部会場

講習日：11月20日（木）

浜松市浜北文化センター

大ホール

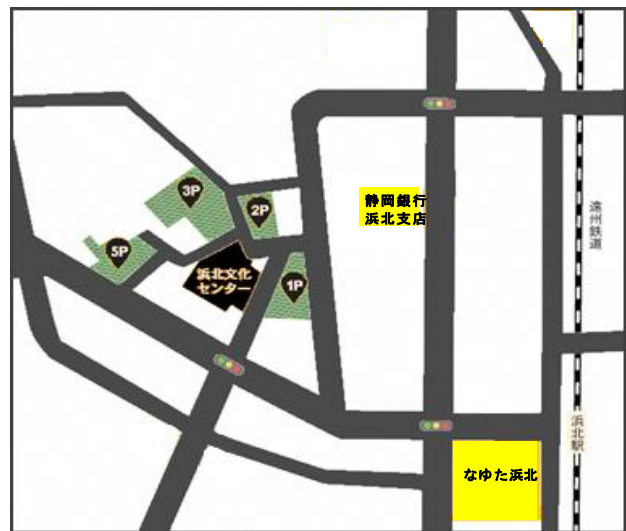
〒434-0038

浜松市浜北名区貴布祢291番地の1

TEL：053-586-5151

☆アクセス

- ・ 遠州鉄道浜北駅より徒歩約5分
- ・ JR浜松駅よりタクシーで約30分
- ・ 東名高速道路 浜松・浜松西 I C より約20分
- ・ 新東名浜北 I C より約15分
- ・ 駐車場の台数に限りがあります。
- ・ 講習当日に他のイベント等が開催される場合、駐車できないことがあります。



第1駐車場	40台	第5駐車場	119台
第2駐車場	51台		
第3駐車場	87台	第1～第5駐車場は無料	

静岡県下水道協会では、駐車場に関する問い合わせには一切対応しません。
会場付近の駐車場は混雑が予想されます（時間に間に合わない場合は受講できません）ので、
来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

中部会場

講習日：11月26日（水）

静岡市清水文化会館マリナート
大ホール

〒424-0823

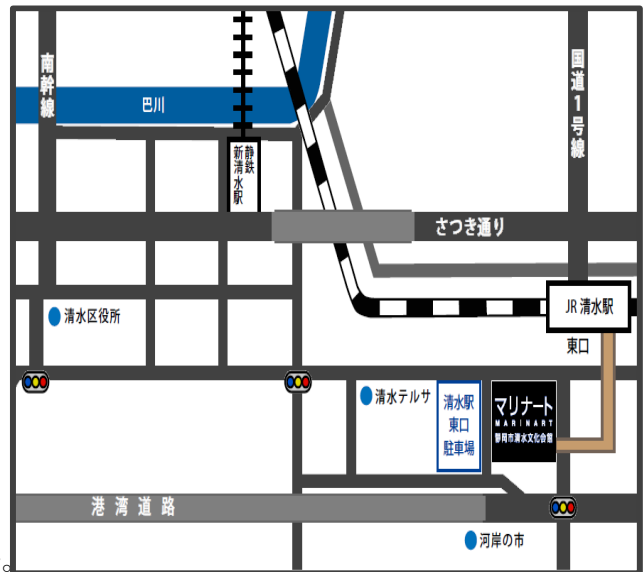
静岡市清水区島崎町214番地

TEL：054-353-8885

☆アクセス

- ・JR清水駅みなと口（東口）より
徒歩約3分（清水駅自由通路直結）
- ・静岡鉄道新清水駅より徒歩約10分

※会場に、来場者用の駐車場はありません。



予備会場

講習日：12月8日（月）

上下水道局庁舎
7階 71会議室

〒420-0035

静岡市葵区七間町15番地の1

TEL：054-270-9121

☆アクセス

JR静岡駅から徒歩約15分
静鉄電車「新静岡駅」から徒歩約10分
しずてつジャストラインバス「七間町」下車

静岡駅発 3番：藁科線
7番：用宗線「用宗駅前行」

新静岡発 2番：藁科線・用宗線「用宗駅前行」

※会場に、来場者用の駐車場はありません。



静岡県下水道協会では、駐車場に関する問い合わせには一切対応しません。
会場付近の駐車場は混雑が予想されます（時間に間に合わない場合は受講できません）ので、
来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

静岡県下水道協会会員市町 下水道担当課

会場 区分	市町名	下水道担当課	所在地	電話
東部	下田市	上下水道課	下田市河内 576 番地	0558-22-1200
	伊東市	上下水道部 下水道課	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1821
	熱海市	公営企業部 下水道課	熱海市中央町 1 番 1 号	0557-86-6526
	三島市	都市基盤部 下水道課	三島市中央町 5 番 5 号	055-983-2662
	裾野市	水道部 上下水道工務課	裾野市佐野 1059 番地	055-995-1833
	御殿場市	環境市民部 下水道課	御殿場市竈 359 番地	0550-82-4223
	沼津市	水道部 水道サービス課	沼津市御幸町 16-1	055-934-4856
	富士市	上下水道部 下水道施設維持課	富士市本市場 441 番地の 1	0545-67-2847
	富士宮市	水道部 下水道課	富士宮市弓沢町 150 番地	0544-22-1173
	伊豆市	建設部 上下水道課	伊豆市八幡 500-1	0558-83-3901
	伊豆の国市	都市整備部 下水道課	伊豆の国市長岡 340-1	055-948-2920
	函南町	建設経済部 上下水道課	田方郡函南町平井 717 番地の 13	055-979-8118
	小山町	都市基盤部 上下水道課	駿東郡小山町藤曲 57-2	0550-76-6125
	南伊豆町	生活環境課	賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1	0558-62-6270
	清水町	都市計画課	駿東郡清水町堂庭 210-1	055-981-8222
長泉町	上下水道課	駿東郡長泉町中土狩 828	055-989-5524	
中部	静岡市	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課	静岡市葵区七間町 15 番地の 1	054-270-9118
		上下水道局 下水道部 下水道事務所	静岡市清水区旭町 6-8	054-354-2744
	焼津市	上下水道部 下水道課	焼津市祢宜島 20 番地の 1	054-624-8300
	藤枝市	環境水道部 下水道課	藤枝市城南三丁目 2-1	054-644-8184
	島田市	都市基盤部 下水道課	島田市南一丁目地先 島田浄化センター	0547-35-7386
	牧之原市	建設部 都市住宅課	牧之原市相良 275 番地	0548-53-2633
	吉田町	上下水道課	榛原郡吉田町住吉 87 番地	0548-33-1100
西部	浜松市	上下水道部 お客さまサービス課	浜松市中央区住吉五丁目 13 番 1 号	053-474-7913
	掛川市	上下水道部 下水道課	掛川市長谷 1 丁目 1 番地の 2	0537-21-1170
	袋井市	環境水道部 下水道課	袋井市新屋一丁目 1 番地の 1	0538-84-6082
	磐田市	環境水道部 上下水道総務課	磐田市福田 400	0538-58-3086
	湖西市	環境部 上下水道課	湖西市吉美 950-28	053-574-2211
	御前崎市	市民生活部 上下水道課	御前崎市池新田 5585 番地	0537-85-1126
	菊川市	生活環境部 下水道課	菊川市加茂 3410-2 菊川浄化センター	0537-35-0933
	森町	上下水道課	周智郡森町森 2101 番地の 1	0538-85-6327